

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第31号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条の6中「、第10条の3第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削る。

第16条第1項第9号を次のように改める。

(9) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1年につき5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

第16条第1項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 職員の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間

第16条第2項中「第21号」を「第22号」に改め、同項ただし書及び同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。